

# 木耐協 技術通信

2005年  
2月号

技術的なご質問・ご相談などは・・・

- 組合員専用ホームページ「安斎先生への質問コーナー」よりお気軽にお問い合わせ下さい
- 直接お電話でのご相談の場合は、木耐協事務局まで。  
毎週金曜日 10:00～17:00 TEL: 048-224-8316

監修：日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 技術顧問 安斎正弘 TEL：03-5510-5551 FAX：03-5510-5552



あつという間に2月になってしまいました！ 「期待される人間像」という言葉が世の中を沸かせた時がありました。今私達は紛れも無く「期待される技術集団」であることを痛感します。奢ることなく真摯に取り組む初心を忘れずに「期待」に応えて邁進しましょう。

さていよいよ最後のチェック項目「劣化度による低減係数D」です。これを済ませばあとは「上部構造評点」と「総合評価」のまとめだけです。今月はこの「D」について考察しましょう。

\*\*\*\*\*

まず診断しようとする建物が築10年未満かそれ以上かを知った上で、P-34の表3.9の使い分けをします。築10年未満の建物なら「バルコニー」と「床のうち廊下」の項目はチェック対象から外してその他の部位を見ることになります。その上で、他の部位に劣化現象が認められた場合には築10年以上の建物と同等の扱いをして、全ての部位をチェックするよう切り替えます。(34ページの①および②)

**K.P-18** … 最初にその建物に存在する部位を把握し、表の「存在点数」欄に用意されている点数に○を付けます。  
(注) 「存在する部位の把握」とは築年数にかかわらず、その建物に在る「部位」の確認のことで例えばその建物にはバルコニーや露出した躯体が無いというケースもある訳で、その様な場合はその建物にはもともとそれらの部位が存在していないのですから、「存在点数」には該当しません。このような箇所を除いてチェック対象となる部位だけに絞って該当する部位のみの「存在点数」欄の点数に○を付ける訳です。その上でそれらの(○の付いた)点数を縦に合計して、表最下段の合計欄に合計点を記入しておきます。

**K.P-19** … 次にチェック対象となる部位の調査を行ない、それらの部位・材料・部材等に劣化が確認されれば、表右端の「劣化点数」欄の該当箇所の点数に○を付けます。そして上と同様にそれらの点数を縦に合計して、表最下段右端の合計欄に合計点を記入します。  
(注) 対象部位の「劣化の確認」に当っては、35ページ本文下から4行目に記述されているように、「局所的な(劣化)現象」、「極軽微な(劣化)現象」をもって判断しないよう。と注意されているので、あくまで建物全体としての判断が要求されますのでご注意ください。

**K.P-20** … こうして求めた「劣化点数」の合計点と「存在点数」の合計点から、34ページ③により「 $1 - (\text{劣化点数} \div \text{存在点数})$ 」を計算し、同じく④と照合しながら0.7を下限値として「劣化度による低減係数D」の評点として決定します。勿論存在点数があり認められる劣化点数が無ければこの係数には最高点1.0を与えます。

- ・ 「存在点数」、「劣化点数」の各部位には1、2、4 という点数が用意されていますが、この点数の違いはそれぞれ構造躯体に対する影響度合の大きさが反映されているとみなすべきでしょう。
- ・ またこの「劣化度」に関する見方では、特に「点数4」の外壁回りについて精密診断の分野ではもう少し踏み込んだ判断をしているようです。64～66ページ、72、73ページあたりにその見方・考え方が載っていますので参考にしてください。

今月の学習は以上です。スペースが少し空きましたがたまにはそれも良いでしょう。

来月は最後のまとめ、「上部構造評点」と「総合評価」について述べます。これで一応「一般診断」の一通りの学習が終了します。その後のことはまだ考えていません。皆様のお役に立つテーマを探し、解説を続けていきたいと思っています。